

事務事業名	結城市農業振興地域整備変更(総合見直し)事業	担当部局	産業経済部
基本目標	第4章 豊かな暮らしを育む活力ある産業づくり	担当課名	農政課
施策体系	1 美しい田園を育む交流型農業の振興	担当係名	農政係
施策	美しく快適な農村環境づくりを進める		

1. 事業内容

事業本来の目的と具体的内容	5年ごとに農業振興地域整備計画に関する基礎調査を実施し、農業振興の方針、整備計画の再検討を行う。また、検討の結果、農業地区の変更が必要であれば、区域の変更を行う。	
事業の期間(開始/終了)	平成18年 4月 / 平成20年 3月	
根拠法令、条例、規則など	農業振興地域の整備に関する法律 農業振興地域制度に関するガイドライン	
事業が対象としている人(モノ)	総農家数	農地
主な活動予定内容	ワーキングチーム組織化(市関係各課)	
	基礎調査、計画変更策定業務及び地図作成委託	
	結城市農振地域整備促進協議会設立及び開催	
	地区懇談会開催(現地・意向調査)	
	農用地利用計画検討、計画案検討	
	整備計画及び農用地利用計画変更決定	

2. 事業の評価

The radar chart displays scores for five criteria on a scale of 0 to 5. The scores are: 必要性 (5), 緊急性 (5), 妥当性 (2), 市民への影響度 (3), and 適切性 (2). The chart is a five-pointed star with concentric lines representing the score scale.

項目	説明
必要性	2 市民ニーズは確認していないが、一般的にはニーズがあると思われる
	農地所有者(農家)には、十分にニーズが高いと思われる。
緊急性	5 住民の生命・財産等に直接影響するなど、緊急性が極めて高い
	平成13年度に同事業を行ったが、未了である。また、前回総合見直しは、平成8年度であり早急を実施するべきである。
妥当性	5 役割分担を考えたが、行政以外には実施できない事業であると判断した
	法により、結城市が農業振興地域整備計画を策定するものであり、変更(農用地区域の変更)も結城市が指定をする。
適切性	2 代替案は検討していないが、概ね適切な事業(方法)と思われる
	法により、代替案なし。
市民への影響度	3 目的とした対象者に対しては、概ね広く便益が提供される事業である
	農地所有者(農家)に対して、影響を及ぼす事業である。農用地区域は、農業以外の土地利用が制限されるため。(市有財産が制限される)
貢献度	4 「施策の効果が高まる」、もしくは「施策の効率化を図れる」のいずれかを期待できる
	総合計画、都市計画マスタープラン及び農村振興基本計画にて、整備方針が位置づけられている箇所(エリア)等を積極的に検討することで、より施策効果が高まる。

3. 事業の方向性

所管課長評価	この事業は、農業振興上厳しいものを感じられます。ただ、結城市総合のまちづくりの観点からすれば、効率の良い土地の利用に結びつけるべきでしょう。したがって、農地の適正な管理、保全を保つためには、「結城市第4次総合計画」「都市計画マスタープラン」「農村振興計画」との基本方針を理解し、地域の特性を行かした土地利用を図るべき事業として進めていただきたい。
政策推進面からの評価(企画)	各種計画との整合性を図り、推進されたい。
財政面からの評価(財政)	各種計画との整合性を図ることは勿論のことであるが、特に平成16年度に策定された農村振興計画を重視し、財政厳しいことから計画等の検討が必要と思われる。策定が必要であれば、今後の年次計画をきちんと整理すること。
決定権者判断	
予定通り要求	法に基づき策定しなければならない事業であり、各種計画との整合性を図りながら、整備計画の見直しを進める。